

「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成 21 年 1 月
財 務 省

1. 趣 旨

- (1) 今回の国際通貨基金 (IMF) に対する増資は、世界経済における加盟国の相対的地位を各加盟国の出資割合により良く反映させるという目的で、平成 20 年 4 月に加盟国間で合意された増資を実現するためのものである。
- (2) 本合意の後、金融・世界経済危機の深刻化により、危機に直面する国に対する IMF の資金支援の役割が飛躍的に高まっており、IMF の更なる資金基盤の充実が喫緊の課題となっている。
- (3) 4 月 2 日の次回金融・世界経済サミットや 4 月 25 日の国際通貨金融委員会において、IMF の更なる資金基盤の強化が議論される予定であり、その前段となる今回の増資についての本法律案の速やかな成立が必要である。

2. 概 要

本法律案は、IMF への加盟国の出資総額が増額されることが平成 20 年 4 月に決定されたことに伴い、我が国から IMF への出資額を定めている規定について、同出資額を 133 億 1,280 万特別引出権 (SDR) (約 1 兆 7,700 億円) に相当する金額から 156 億 2,850 万 SDR (約 2 兆 800 億円) に相当する金額に、23 億 1,570 万 SDR (約 3,100 億円、17.4%増) 引き上げるよう、改正を行うことを内容としている。

(参考) 今回の増資は、IMF への加盟国の出資総額を約 2,200 億 SDR (約 29 兆円) から約 2,400 億 SDR (約 32 兆円) に、約 200 億 SDR (9.55%; 約 3 兆円) 引き上げるもの。上記の我が国の出資額の増額に伴い、我が国の投票権シェアは現在の 6.00% から 6.23% に上昇する。

(注) SDR の価値は、主要 4 通貨 (米ドル、ユーロ、円、英ポンド) の加重平均により決定される。2009 年 1 月 26 日現在、1 SDR は約 133 円であり、上記の記載はこのレートを使用している。

3. 法律案の施行日

公布の日